

検証対象とする高齢福祉サービスの一覧

【介護保険特別会計】

類型	名称		検証対象の視点			
			①	②	③	④
	1	社会福祉法人による生活困窮者利用者負担軽減に対する助成				
	2	介護予防・日常生活支援総合事業				
	3	いきいき運動教室				
	4	はつらつ運動教室				
	5	介護支援ボランティア活動支援				
	6	成年後見利用支援				
A	7	ふれあいデイサービス		○	○	
C	8	位置情報提供サービス利用支援	○			○
D	9	高齢者配食サービス	○	○		
E	10	高齢者世帯賃貸住宅家賃助成				○

【一般会計】

類型	名称		検証対象の視点			
			①	②	③	④
A	11	日常生活サポートサービス			○	
	12	生活安心ヘルプサービス			○	
	13	くらしアップデイサービス			○	
B	14	買い物支援利用助成	○			
	15	寝具洗濯乾燥サービス	○			○
C	16	緊急時通報システム貸与	○			○
	17	日常生活用具の支給				
	18	生活支援ショートステイサービス				
	19	外出支援サービス				
	20	敬老祝品等贈呈				
	21	在宅高齢者介護支援手当支給				
	22	介護支援用品支給				
	23	介護保険利用料助成				
	24	高齢者タクシー利用助成				

【検証対象の視点】 ①社会情勢の変化等 ②費用対効果 ③代替可能な類似サービスの存在
④公平性の観点

※直接提供されるサービスを対象とし、団体支援や間接的なサービスは対象外とする。

見直し対象サービスの概要と今後の方向性（案）

類型「A」

代替可能な類似サービスが存在し、それによって利用がない又は少ない事業

7 ふれあいデイサービス

(1) 概要

高齢者の閉じこもり予防のためのデイサービスを実施。生活相談や趣味生きがい活動、軽い運動、健康チェックなどを実施する。（昼食あり）

(2) 対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で介護認定を受けていない方。

※閉じこもり予防を目的とした事業のため、週1回以上サークル活動や稽古事、シルバー人材会員としての活動がある方は対象外。

(3) 利用者負担金 200円／1名（その他食費等実費：500円）

(4) 定員 80人／年

(5) 実績 平沼地区公民館・・・月・火・金曜日

美南地区公民館・・・水・木曜日

	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数（人）	72	67	57	48	47

(6) 公費負担額 26,344円／月

※総合事業（既存の代替サービス）20,017円／月

1.1 日常生活サポートサービス

(1) 概要

日常生活に不安がある高齢者に対し、掃除、炊事、洗濯、買い物等の家事援助を行う。

(2) 対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

(3) 利用者負担 1時間当たり80円 ※減免規定あり

(4) 委託先及び委託料

委託先：社団法人吉川市シルバー人材センター

委託料：1時間あたり1,075.83円

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数（人）	7	4	1	1	1
延べ利用時間（時間）	523	350	156	104	108
委託料（円）	983,950	342,557	156,005	104,008	108,008

※利用者数は年度末の値

1 2 生活安心ヘルプサービス

(1) 概要

介護保険制度の介護認定の結果「自立」(非該当)と判断されたが、身体的に何らかの不安がある高齢者を支援するため、介護保険の訪問介護のうち家事援助と同等のサービスを提供する。

(2) 対象

介護認定で「自立」(非該当)と判断されたおおむね65歳以上の者

(3) 利用者負担金 1時間当たり240円 ※減免規定あり

(4) 委託先及び委託料

委託先：社会福祉法人吉川市社会福祉協議会

委託料：1時間当たり2,532円×事務費1.05

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
利用人数(人)	0	0	0	0	0

1 3 暮らしアップデイサービス

(1) 概要

介護保険制度の介護認定の結果「自立」(非該当)と判定されたが、身体的に何らかの不安がある高齢者に対し、生活習慣の指導や心身機能等の維持向上及び介護する者の心身の負担軽減を図るため、介護保険の通所介護(デイサービス)と同等のサービスを提供する。

(2) 対象

①介護認定で「自立」(非該当)と判断されたおおむね65歳以上の方

②虐待により、緊急的な一時避難が必要と認められるおおむね65歳以上の方

(3) 利用者負担金

介護保険のショートステイの利用者負担額に同じ(食費等実費) ※減免規定あり

(4) 委託先及び委託料

委託先：特別養護老人ホーム吉川平成園、特別養護老人ホームききょう苑、
 デイサービス寿々喜

委託料：介護保険の通所介護(要支援)の介護報酬単価と同じ

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
登録者数(人)	0	0	0	0	0
延利用数(回)	0	0	0	0	0
委託料(円)	0	0	0	0	0

【課題の整理】

要介護・要支援に至らないものの一定の状態に該当する方に対しては、介護保険制度で同様のサービスが設定されている。

【今後の方向性】

代替サービスがあり、又、ふれあいデイサービスについては、コスト高にもなっていることから廃止とする。⇒ **令和6年3月末 廃止**

類型「B」

社会情勢の変化によって必要性や効果が希薄になっている事業

1.5 買い物支援利用助成

(1) 概要

買い物が困難な高齢者に対し、日常生活に必要な物を宅配する。

(2) 対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

(3) 利用できる日時及び回数 週に一度、協定締結業者が指定する日

(4) 手数料 1件1回の配送に90円＋消費税

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数（人）	1	1	3	4	6
延利用回数（回）	51	52	67	75	137
委託料（円）	4,959	5,101	6,534	7,425	13,563

1.5 寝具洗濯乾燥サービス

(1) 概要

寝たきり等の理由で、家庭において寝具洗濯や乾燥が困難な高齢者や障害者に対して、寝具の乾燥と洗濯のサービスを行う。

(2) 対象

①高齢者 介護認定を受けている、おおむね65歳以上（日中）ひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯に属する方で、寝具の乾燥、洗濯が困難な方。

②障がい者 1～3級の身体障害者（児）で、常時寝たきりまたはその状態に準ずる方

(3) 利用回数 乾燥は年8回／年度、洗濯は年2回／年度を上限とする。

(4) 利用料 乾燥240円／1回、洗濯650円／1回 ※減免規定あり

(5) 委託料 乾燥2,400円＋税、洗濯6,500円＋税

(6) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
利用人数（人）	2	2	4	5	6
利用回数（回）	2	2	4	5	10
委託料（円）	11,664	9,192	22,440	35,750	50,060

【課題の整理】

日用品の宅配は、民間における類似サービスが一般化している。寝具の洗濯・乾燥は、高齢者や障がい者特有のニーズではなく一般的に家庭やコインランドリーなどで行われており、福祉サービスとして実施する意義が低下している。利用も少ない。

【今後の方向性】

福祉サービスとして実施する意義が低下しているため廃止とする。

⇒ 令和6年3月末 廃止

類型「C」

社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業

8 位置情報提供サービス利用支援

(1) 概要

徘徊が見られる要支援者、要介護者及び知的障害者・精神障害者に対し、所持者の居場所が分かる端末機を貸与し、行方が分からなくなったとき、対象者が保持しているGPS端末の電波から、携帯電話などで対象者の位置を検索する。

(2) 費用

委託料：4,510円/月額（1台当たり）

※利用者負担 初期費用3,000円+消費税（登録料等として）

(3) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数（人）	10	13	13	19	15
位置探索回数（回）	876	989	964	690	943

【課題の整理】

GPS機能を搭載するスマートフォンの普及により必要性は低下している。

また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考える。

【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、利用料は自己負担とする。ただし激変緩和のため、利用料の自己負担は段階的とする。

⇒ 令和6年4月より

契約内容を精査したうえ、初期費用を利用者負担から公費負担とする。

※初期費用は現行3,000円+消費税（登録料等として）であるが、契約内容を見直した場合、金額は変更することもある。

基本料は全額公費負担から利用者負担とする。

ただし、激変緩和のため、基本料のうち1か月あたり2分の1相当を補助する。

※基本料は現行4,510円/月額（1台当たり）であるが、契約内容を見直した場合、金額は変更することもある。

標準充電器代金は利用者負担とする。（2,100円+消費税/1年半）

18 緊急通報システム貸与

(1) 概要

ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者に対し、緊急通報システムを貸与し、緊急事態の際は、消防署や近所の協力員に電話回線により通報される。

(2) 対象

- ① おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者
- ② ひとり暮らしで、障がいの程度が1・2・3級の身体障害者手帳を取得している者

(3) 利用者負担金 500円（端末の設置に要する費用の一部を負担）

(4) 委託先及び委託料

委託先：株式会社エース（端末リース、保守点検）

委託料：センター使用料 800円+税、機器レンタル料 700円+税

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
新規設置台数（台）	58	52	57	65	56
稼動数（台）	431	432	440	435	443

通報実績（件数）

	H30	R1	R2	R3	R4
火災	1	0	0	0	0
救急	71	42	39	34	46
救急（不搬送）	21	11	15	19	5
相談・問合せ	112	89	101	192	120
誤報	89	131	170	135	139
電池切れ	43	67	74	56	60
誤作動・故障	0	0	0	0	0
合計	337	340	399	436	370

【課題の整理】

民間による類似サービスの提供により必要性は低下している。

また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考える。

【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、利用料は自己負担とする。ただし激変緩和のため、利用料の自己負担は段階的とする。

⇒ 令和6年4月より

端末の設置に要する費用1,500円（税別）のうち利用者が500円を負担していたが、設置に要する一部負担を求めないこととする。

また、毎月、センター使用料 800円+税、機器レンタル料 700円+税は公費負担であったが、利用者負担とする。

ただし、激変緩和のため、センター使用料を800円+税を利用者負担とし、機器レンタル料700円+税は、公費負担とする。

類型「D」

代替可能な類似サービスが存在するとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業

9 高齢者配食サービス

(1) 概要

ひとり暮らしの高齢者などに対して、栄養バランスを配慮した昼食又は夕食を配食することにより、健康増進を図るとともに本人の安否確認を行う。

(2) 対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯の方

(3) 委託料 310円/食

(4) 利用者負担

- ・普通食（お粥・きざみ可）1食あたり220円～400円
- ・病態食（やわらか食、糖尿病食、透析食）1食あたり470円～500円
- ・料金設定及び弁当の内容は業者ごとに異なり利用者が4事業者の中から選択する。

(5) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
配食数（食）	20,850	24,102	26,418	27,746	38,843
延べ利用世帯数（世帯）	1,150	1,559	1,674	1,798	2,160
委託料（円）	14,666,140	17,519,160	19,058,800	23,253,000	12,041,990

【課題の整理】

日中一人暮らし世帯については、常時単身ではないため、安否確認の必要性に課題がある。また、配食による健康増進は手段として適切か課題があるとともに、民間における類似サービスが一般化している。

【今後の方向性】

経過措置期間を設けた上で令和7年度から日中一人暮らし世帯は対象外とする。

また、さらなる制度の見直しについては、引き続き社会情勢を注視しつつ、必要に応じて検討するものとする。

⇒ 令和7年4月より、日中一人暮らし世帯は対象外とする。

類型「E」

公費によるサービスとして公平性に課題がある事業

10 高齢者世帯賃貸住宅家賃助成

(1) 概要

65歳以上の低所得高齢者世帯に家賃助成を行い経済的負担の軽減を図ることで、安心して暮らし続けることができるようにする。

(2) 対象

世帯全員が65歳以上で市内に引き続き2年以上住所を有する市民税非課税世帯

(3) 助成額

上限額 月4,500円（家賃月額が30,000円を超過した額が対象）

(4) 実績

	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数（人）	164	154	181	179	174
支給金額（円）	8,290,600	8,056,600	8,432,737	9,156,100	9,213,324

【課題の整理】

各人の選択の余地が大きい住宅について家賃の金銭的支援を行うことは公平性に課題が認められる。

【今後の方向性】

本制度を前提に生活設計を行っている例もあると考えられ、影響は大きいことから、今後の検討課題とする。